



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 7

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告…………… 8

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年8月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第49号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

知事が、法第27条第1項第3号の措置（障害児入所施設への入所に限る。）又は同条第2項の措置をとった場合の当該措置に要する費用に係る法第56条第2項の規定により徴収する負担金の額は、別表第1に定める徴収金基準額により算定した額とする。

第2条第3項中「福祉事務所長及び児童相談所長」を「知事」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事が、法第22条の規定による助産の実施を行った場合、法第23条の規定による母子保護の実施を行った場合、法第27条第1項第3号の規定による措置（障害児入所施設への入所を除く。）をとった場合又は法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助を行った場合の当該措置等に要する費用に係る法第56条第2項の規定により徴収する負担金の額は、別表第2に定める徴収金基準額により算定した額とする。

第4条中「第2条第1項」を「第2条第1項及び第2項」に改める。

第5条第1項中「福祉事務所長及び児童相談所長」を「知事」に改め、同条第2項中「福祉事務所長又は児童相談所長」を「知事」に改め、同条第3項中「福祉事務所長及び児童相談所長」を「知事」に改める。

第7条中「福祉事務所長及び児童相談所長」を「知事」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

障害児入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分及びその説明		徴収金基準額（月額）
階層区分	説明	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並	0円

	びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次に該当する世帯	12,000円以下	6,600円
D 2		12,001円から30,000円まで	9,000円
D 3		30,001円から60,000円まで	13,500円
D 4		60,001円から96,000円まで	18,700円
D 5		96,001円から189,000円まで	29,000円
D 6		189,001円から277,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）
D 7		277,001円から348,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。）
D 8		348,001円から465,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
D 9		465,001円から594,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。）
D 10		594,001円から716,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。）
D 11		716,001円から864,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。）
D 12		864,001円から1,056,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。）
D 13		1,056,001円から1,238,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。）
D 14		1,238,001円から1,439,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。）
D 15		1,439,001円以上	全額徴収

備考

- 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）があるときは33万円を、同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは12万円に地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
 - ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。
 - イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 3 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0円とする。
 - (1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。）
 - (2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - (3) 次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児及び障害者、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項に規定するサービスに限る。）並びに同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）の属する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による知事又は市町村の長が認めた世帯をいう。）
- 4 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に

係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

5 4の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表第2備考1中「通所部」を「通わせる場合」に改め、「ファミリーホーム」の次に「（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居をいう。）」を加え、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分及びその説明		徴収金基準額（月額）	
		法第22条第2項に規定する又は3号の事業里親しくは施設若しくは	法第23条第2項に規定する又は1項生活又は若しくは
階層区分	説明	法第22条第2項に規定する又は3号の事業里親しくは施設若しくは	法第23条第2項に規定する又は1項生活又は若しくは
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
D2		9,001円から27,000円まで	9,000円
D3		27,001円から57,000円まで	13,500円
D4		57,001円から93,000円まで	18,700円
D5		93,001円から177,300円まで	29,000円
D6		177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）
D7		258,101円から348,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。）
D8		348,101円から456,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。）

			弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。）	弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。）
D 9	456,101円から583,200円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。）	
D10	583,201円から704,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。）	
D11	704,001円から852,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。）	
D12	852,001円から1,044,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。）	
D13	1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。）	
D14	1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。）	
D15	1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収	

備考

- 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (3) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項

第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じる場合は、階層区分の認定について必要な調整を行う。

4 児童の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0円とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいい、自立援助ホーム（法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）に入所する児童は単身世帯とみなす。）

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3) 次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児及び障害者、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項に規定するサービスに限る。）並びに同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）の属する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による知事又は市町村の長が認めた世帯をいう。）

5 第4条の規定にかかわらず、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費を支給されている場合の当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、厚生労働省が別に定めるところにより、必要な調整を行う。

6 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童を、児童自立支援施設又は児童心理治療施設に通わせる場合の徴収金基準額は、0円とする。

7 妊産婦が次のいずれかに該当するときは、法第22条第1項に規定する助産を行わないものとする。

(1) 妊産婦の属する世帯の階層区分がD1階層からD15階層までのいずれかであるとき。ただし、市町村民税所得割の額が19,000円以下であつて、真にやむを得ない特別の理由がある場合は、この限りでない。

(2) 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除き、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、加算される額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

8 助産施設に入所した妊産婦に係る徴収金基準額については、当該妊産婦が給付を受ける出産一時金の額に、当該妊産婦の属する世帯の階層区分がB階層である場合にあっては20パーセントを、C階層

である場合にあっては30パーセントを、D1階層又はD2階層で市町村民税所得割の額が19,000円以下である場合にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。この場合において、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

9 この表の規定にかかわらず、乳児院への短期入所に係る負担金の額は、次の各号に掲げる措置児童等の属する世帯の階層区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) A階層又はB階層であるとき 0円

(2) C階層又はD1階層からD4階層（市町村民税所得割の額が81,000円以下の場合に限る。）までのいずれかであるとき 1,000円に入所措置日数を乗じて得た額

(3) D4階層（市町村民税所得割の額が81,001円以上の場合に限る。）からD14階層までのいずれかであるとき 2,000円に入所措置日数を乗じて得た額

(4) D15階層 措置児童等に係る措置費等の支弁額の全額

第1号様式から第4号様式までの規定中「沖縄県 所長」を「沖縄県知事」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 改正後の第2条第1項及び別表第1の規定（同表備考4及び同表備考5の規定を除く。） 令和元年6月1日

(2) 改正後の第2条第2項の規定及び別表第2の規定 令和元年7月1日

(3) 改正後の別表第1の規定（同表備考4及び同表備考5の規定に限る。） 令和元年10月1日

（経過措置）

3 前項第1号及び第2号に定める日に現に入所又は入院若しくは通所している者の負担金については、改正後の別表第1又は別表第2の規定により算定された負担金の額が改正前の別表第1の規定により算定された負担金の額を超える場合には、改正前の別表第1の規定により算定を行うものとする。

4 前項の規定の適用を受ける者のうち、改正前の別表第1の規定により算定した負担金の額が、前年の負担金の額を超える場合には、改正後の別表第1又は別表第2の規定により算定を行うものとする。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月6日 沖縄県指令土第383号、平成29年7月14日 沖縄県指令土第529号（変更）、平成30年1月19日 沖縄県指令土第45号（変更）、令和元年6月7日 沖縄県指令土第430号（変更）、令和2年1月21日 沖縄県指令土第18号（変更）、令和2年3月11日 沖縄県指令土第119号（変更）、令和2年7月17日 沖縄県指令土第425号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市宜野湾三丁目118番2ほか39筆及び163番地先並びに我如古一丁目236番ほか12筆

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 防火水槽

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市長 松川正則

5 検査済証番号 令和2年7月30日 第4675号

6 工事完了年月日 令和2年7月27日

病院事業局事項

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年8月11日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 496,000リットル（予定）
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年10月1日から同月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 令和2年4月17日付け沖縄県公報定期第4832号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 沖縄本島内に事業所を有する者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyojin/index.html>）から様式をダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和2年9月9日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2636

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和2年9月9日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） ホームページ<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyojin/index.html>

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年9月23日（水曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁3階第5会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札保証金 見積る契約金額（単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の5以上の金額を令和2年9月17日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和2年9月9日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和2年9月18日（金曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For October
 - (2) PERIOD OF CONTRACT
October 1, 2020 to October 31, 2020
 - (3) DATE FOR BID
September 23, 2020 10:00 a.m.
 - (4) CONTACT
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN
Phone : 098-866-2636

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--